足湯の駅えびの高原1階販売所スペース運営事業者

募集要領

令和7年８月

えびの市観光商工課

この募集要領は、えびの市（以下「本市」という。）が、足湯の駅えびの高原施設1階の一部を貸し付けることにより、えびの高原の来訪者等の利便性の向上につながる事業（以下「実施事業」という。）に関し、継続して質の高いサービスを提供することができる事業者（法人又はその他の団体。以下「運営事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定める。

**１　施設概要**

当公募により運営事業者の選定を行う貸付施設は、以下のとおりである。

（１）名　　称　足湯の駅えびの高原1階販売所スペース（以下「販売所スペース」という。）

（２）所在地　宮崎県えびの市大字末永1495番地5

（３）面　　積　約181.5㎡

※販売所スペースは以下の施設内容で構成される。

①販売所スペース　約153.1㎡

　　　　　　　 ②事務所スペース　約28.4㎡

（４）営業時間　午前9時00分　～　午後5時00分（年中無休）

（５）利用実績　令和４年度　延べ利用者数　63,016人

　　　　　　　　令和５年度　延べ利用者数　70,329人

　　　　　　　　令和６年度　延べ利用者数　77,724人

　　　　　　　　※いずれも足湯の駅えびの高原施設全体の利用者数集計

**２　募集概要**

（１）基本コンセプト

今回募集する事業を実施することで、えびの高原の来訪者等の利便性を向上させ、えびの高原管内・周辺での滞在時間の増加や、霧島連山の登山客を増加させることを、事業の基本コンセプトとしている。

（２）実施事業について

販売所スペースで運営事業者が行う実施事業は、以下のとおりとする。

①　販売事業を行うこと。ただし、販売する品目については２階部のカフェにて提供している商品を可能な限り避け、幅広い客層の集客へつながる品目の販売に努めること。

②　営業日および営業時間については原則足湯の駅えびの高原施設（以下「施設全体」という。）と同様に実施するものとするが、運営事業者と本市との協議等により、個別に準備時間や定休日等を設定できるものとする。

③　現在販売所スペースに配置されている什器類等の備品は、使用できるものとする。

④　その他上記に記載のない内容を含む実施事業の詳細については、事業開始前に行う本市との協議等により決定するものとする。

（３）実施事業の条件

　　　実施事業は、下記の条件全てに合致するものとする。

　　①　えびの高原地域の活性化、観光振興及び誘客増加、並びに本市の地域振興を目的としたものであること。

　　②　倉庫としての利用など、物資の単純保管を目的とした利用でないこと。

　　③　大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、公害等が発生する恐れがないこと。

　　④　政治的又は宗教的活動を目的とした利用でないこと。

　　⑤　公序良俗に反する目的に利用しないこと。

　　⑥　その他、法令に違反しないこと。

（４）貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とする。

ただし、貸付期間の始期から最長約1月間は、事業開始準備期間を設定できるものとし、この場合、実施事業については当該期間の終了後速やかに開始するものとする。

（５）貸付料

販売所スペース　565,469円（税込・1年間あたり）

※貸付料は「えびの市使用料及び手数料条例」に基づく算定によるもので、貸付期間中に変動する場合がある。

**３　申請資格**

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とし、経営基盤が安定しており、長期にわたり実施事業が可能であることを必須とする。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があることが確認された場合は失格とする。

①　本市の基本コンセプト等に賛同し、事業の実施に意欲ある者であること。

②　施設の管理運営が可能な組織体制、能力を有すること。

③　業務を円滑に遂行するため、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

④　会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続を行っていないこと。

⑤　法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処されている者がいないこと。

⑥　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。

⑦　市及び他の自治体等から指名停止措置を受けていないこと。

⑧　地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。

⑨　国税又は地方税等を滞納していないこと。

⑩　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行なっている団体（以下「暴力団等」という。）ではないこと。

⑪　法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

⑫　その他関係法制を遵守できること。

⑬　本業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な専門的知識・能力を有する人員を配置できること。

※申請した法人等が申請資格を満たすかを確認するために、市から関係機関に照会を行う場合がある。

**４　質問受付**

　　応募に際して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式任意）を提出する

こととし、質問に対する回答は、令和7年9月12日（金）までに随時、本市ホームページ上にて公開するものとする。

①　提出書類　質問書（様式任意）

②　受付期限　令和7年9月10日（水）午後5時まで

③　提 出 先　kankoshoko@city.ebino.lg.jp

**５　現地見学会**

　　令和7年9月3日（水）午後2時から実施する。

参加を希望する者は、令和7年9月2日（火）午後5時までに市へ電話または電子メールにて申し込むこと（電子メールでの申込の場合は送信後に必ず電話確認を行うこと）。

なお、見学会への参加は1者につき3名までとし、期限までに希望する者が現れなかった場合、実施しないものとする。

**６　選定方法及び選定基準**

（１）選定委員会

　　　本プロポーザルにおける審査は、提案者の提案内容を審査するため、えびの市プロポーザル方式等実施要綱（平成25年えびの市告示第154号）第10条第1項の規定に基づき、足湯の駅えびの高原1階販売所スペース運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、選定委員会において提出された企画提案書等の内容及びヒアリングを基に総合的に評価し、最高評価者の選定を行うものとする。

（２）選定方法

　　　選定は、選定基準に基づいた企画提案書のプレゼンテーション審査及びヒアリング（以下「審査」という。）により行う。

①　開 催 日　令和7年11月6日（木）予定

　　②　場　　所　えびの市役所　会議室

　　③　時間構成　プレゼンテーションは30分以内とする。ヒアリングは20分以内を目安とする。

　　　　　　　　　※準備・片付け時間は含まない。

　　④　留意事項　ア　提案者の入室は３名以内とする。主たる説明者を１名、主たる説明者を補助する者を２名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者とすること。

　　　　　　　　　イ　企画提案書の書類審査及びヒアリング時の追加資料の提出・配布は認めない。必要な資料は必ず、企画提案書として提出すること。

　　　　　　　　　ウ　企画提案書の書類審査及びヒアリングの順番は企画提案書提出書等の提出順とする。

　　　　　　　　　 エ　企画提案書等を提出し、企画提案書の書類審査及びヒアリングに参加しなかった場合は採点を行わない。

（３）選定基準

　　選定基準については、別紙のとおりとする。

**７　プロポーザル実施スケジュール**

　　プロポーザルの実施スケジュールについて、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　程 | 内　　容 |
| 令和7年8月22日（金） | 募集及び質疑受付開始 |
| 令和7年9月2日（火）まで | 現地説明会受付期限 |
| 令和7年9月3日（水） | 現地説明会 |
| 令和7年9月10日（水）まで | 質疑受付期限 |
| 令和7年9月12日（金） | 質疑回答書の公表 |
| 令和7年10月8日（水）まで | 参加表明書提出期限 |
| 令和7年10月22日（水）まで | 応募書類提出期限 |
| 令和7年11月6日（木）予定 | プロポーザル審査会 |
| 令和7年11月13日（木）予定 | 審査会決定通知 |
| 令和7年11月予定 | 賃貸借契約締結 |
| 令和8年4月1日（月）予定 | 事業開始 |

※上記日程は変更になる場合があります。

**８　応募者の情報公開**

①　申請に際して提出した書類等については、運営候補者に選定された提案者等の事業者名、参加表明書、誓約書兼同意書、類似業務実績、履歴事項全部証明書、その他提出書類など全て原則公開となるほか、選定されなかった事業者についても、参加表明書、その他提出書類などの書類は一部公開となる（えびの市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する部分を除く。）。

②　提案者の知的財産等に係る内容など、提案者が非公開の取扱いを求める部分については、申請の際にあらかじめ内容を特定して表明すること。

**９　参加申込の流れ**

（１）応募書類の受付

　　　本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募書類を所管課へ持参又は郵送（簡易書留により受付期限内必着）により提出するものとする。

①　受付期限　令和7年10月8日（水）午後5時まで

　　②　書類規格　日本工業規格A4判（A3判の折り込み使用を認める。）

　　③　受付時間　担当窓口での受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

　　④　様式取得　様式等については、本市の公式ホームページにて公開されているものを

ダウンロードすること。

　　　　　　　　　（URL：）https://www.city.ebino.lg.jp/soshiki/kankoshoko/3/6801.html

⑤　応募書類　応募書類については下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 応募書類 | | 様式 | 備考 |
| 1. | 参加表明書 | 様式第1号 | **提出必須** |
| 2. | 誓約書兼同意書 | 様式第2号 | **提出必須** |
| 3. | 類似業務実績 | 任意様式 | 提出任意 |
| 4. | 履歴事項全部証明書 | 発行様式 | **提出必須** |
| 5. | 定款または規約等参加希望者の概要がわかるもの | 任意様式 | **提出必須** |
| 6. | 納税証明書（国、県、市税について未納がないことの証明） | 発行様式 | **提出必須**  発行日が3か月以内のもの |

（２）資格結果通知・企画提案書提出要請

応募書類の受付締切り後、参加資格の審査を行い、参加資格を有するものに対し企画提案書の提出を要請する。

（３）企画提案書の受付

企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を所管課への持参又は郵送（簡易書留により受付期限内必着）により提出するものとする。なお、企画提案書は実施事業について、当該施設がえびの高原における代表的な施設であることに留意し、えびの高原を活性化するためにどのような事業を行うか、具体的に記述すること。

①　受付期限　令和7年10月22日（水）

②　書類規格　日本工業規格A4判（A3判の折り込み使用を認める。）

③　受付時間　担当窓口での受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

④　提出書類　企画提案書（任意様式）8部

（４）留意事項

①　企画提案書は別表にて示す評価項目にしたがって内容を記載するものとする。

②　提出された提案書等は返却しない。

③　提案に要する経費は、提案者の負担とする。

④　提出された参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期限までは自由に改変できる

ものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰った後、

改変された書類を改めて提出すること。

**１０　契約手続き**

　　　運営候補者の決定後、本市と運営事業者にて契約内容について協議し、契約締結のための仕様書等の調整を行ったうえで賃貸借契約を締結する。

**１１　注意事項**

　　　提案者及び運営候補者に次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は運営候補者の決定を取り消す。

①　**（３　申請資格）**に記載の申請資格を満たさなくなった場合

②　提出書類に虚偽の記載があった場合

③　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

**１２　所管課（問い合わせ及び書類提出先）**

　　　所管課は以下のとおりである。

名称：えびの市観光商工課　観光係

住所：〒889－4292　宮崎県えびの市大字栗下1292番地

　　電話：0984－35－1114（直通）　FAX：0984－35－0401（代表）

E-mail：[kankoshoko@city.ebino.lg.jp](mailto:kankoshoko@city.ebino.lg.jp)

（別紙）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | 総合 |
| 企画提案 | 事業内容 | 募集要項に記載された事業の条件等に照らして、事業内容は適切であるか。 | 15 | 80 |
| 事業方針 | 募集要項に記載された事業の基本コンセプトに沿っているか。 | 15 |
| 他社競合 | えびの高原管内における他事業等と競合しない内容か。 | 10 |
| 地域振興 | えびの高原管内の活性化を実現できるか。また、周辺施設との連携について示されているか。 | 10 |
| 誘客促進 | えびの高原及び本市へのさらなる誘客に繋がる内容か。 | 15 |
| 地場産業 | 本市の地元原産品等を活用した事業を実施できるか、または利用が想定されているか。 | 5 |
| 施設活用 | 現在ある設備を有効活用されているか。 | 10 |
| 実施体制 | 事業実績 | 本件と類似する事業実績を持っているか。 | 5 | 20 |
| 実施人員 | 事業を実施する人員体制は適切か。また、継続的な実施が可能となっている内容か。 | 10 |
| 理解度 | 足湯の駅えびの高原施設や、えびの高原が持つべき機能・目的等を理解しているか。 | 5 |
| 合計 | | | 100 | 100 |

１　評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

・配点15点 15：非常に良い 12：良い 9：普通 6：少し劣る 3：劣る

・配点10点 10：非常に良い 8：良い 6：普通 4：少し劣る 2：劣る

・配点５点 5：非常に良い 4：良い 3：普通 2：少し劣る 1：劣る

２　最低基準点の設定

受託事業者候補者として選定されるための最低基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の100分の60とする。